

鳥取県告示第450号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所又は薬局を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年6月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
山根医院	境港市元町122	平成24年4月30日
小林薬局	倉吉市明治町1032-6	平成24年5月6日